

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 57 号

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に  
関する基準を定める条例の一部改正について

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準  
を定める条例（平成 25 年函館市条例第 29 号）の一部を次のように改  
正する。

第 7 条第 1 項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改め  
る。

附 則

この条例は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準の一部改  
正に伴い規定を整備するため